

**特定（産業別）最低賃金の改正に伴う義務的な賃金
引上げについても支給要件を満たせばキャリア
アップ助成金の支給を受けることができるように
なりました。**

特定最低賃金の改正

件名	最低賃金額（時間額）		引上げ額 （引上げ率）	改正発効日
	現行額	改定額		
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	815円	829円	14円 (1.72%)	平成28年12月21日
岐阜県自動車・同附属品製造業 最低賃金	856円	872円	16円 (1.87%)	
岐阜県航空機・同附属品製造業 最低賃金	902円	917円	15円 (1.66%)	

支給要件を満たす例

特定最低賃金の改正発効日の前日（平成28年12月20日）までに、キャリアアップ計画書を岐阜労働局に提出。また、同日までに、パート労働者の時給を2%以上増額（最低賃金改正に伴う義務的な賃金引上げ額を含む。）する賃金規定等を作成して昇給を実施する。

【具体例】

パート労働者1人を月100時間（1日5時間、20日勤務）使用する電気機械器具製造業の事業場で、時給815円を832円（引上げ額17円、引上げ率2.08%）に上げた場合は、助成金として10万円が支給されます。

この場合、パート労働者の時給を17円引き上げるコストは年間20,400円ですので、助成金によって数年分の負担軽減になります。

○詳しくは、助成金窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

キャリアアップ助成金は

岐阜労働局職業安定部助成金センター TEL 058-263-5650

特定最低賃金の改正は

岐阜労働局労働基準部賃金室 TEL 058-245-8104